

## 八尾市告示第93号

### 令和4年度八尾市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理計画を次のとおり定めたので、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、次のとおり告示し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月31日

八尾市長 山本桂右

### 記

#### 1 計画の基本方針

近年、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、飲食店等の休業や時短営業等、外出自粛による巣ごもり需要の増加や、在宅勤務・テレワークといった、新しい生活様式の実践を前提とした、ビジネスモデルの浸透等、市民の行動、意識が変化する中で廃棄物行政を取り巻く状況も大きく変わっている状況である。

このような状況下においても、令和2年度に改訂した、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の目標達成に向けて、より効果的な家庭系ごみ及び事業系ごみの減量施策の拡充の検討が必要であり、基本計画の基本理念「未来へつなぐ 循環型都市『やお』～ごみ減量へプラスワン・アクション～」を掲げ、令和4年度は、基本計画の目標達成のため、様々なごみ減量施策の取組について、市民、事業者、行政の協働を推進し、計画的かつ継続的に実施することで、更なるごみの減量・資源化を目指す。

また、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の更なる推進と事業者処理責任の徹底を図る観点から、事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対する収集運搬物の展開検査等を通じて、許可業者及び排出事業者に対して、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導等を引き続き行うとともに、剪定枝、魚あら、揚げかす及び食品

循環資源の再生利用を促進し、発生抑制と減量を図るものとし、更には、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）が、家庭系ごみに混入して排出されることを防ぐため、事業系廃棄物が混入されている疑いのある家庭系ごみは、破袋調査等を行い、排出者である疑いのある者に対して、聞き取りや適正処理の啓発・指導を実施していく。

## 2 処理計画区域

八尾市全域

## 3 一般廃棄物の排出計画量

### (1) ごみの排出計画量（推計）

区分	ごみの種類	排出量	
市が収集 するごみ	可燃（燃やす）ごみ（台所ごみ、草・小枝、革製品、プラスチック製品（容器包装プラスチックを除く。）、再生のできない紙くず等）	41,126 t	
	資源物（飲み物のびん、調味料のびん、化粧品 のびん、缶詰の缶・飲み物の缶）	1,839 t	
	不燃ごみ	複雑ごみ（金属類（缶詰の缶・飲 み物の缶を除く。）、小型家電製 品、かさ、電球、鏡、蛍光灯、乾 電池、体温計等）	991 t
		埋立ごみ（陶磁器類・ガラスくず 等）	401 t
	粗大ごみ（一般家庭から排出される指定袋に 入らない大きさの電気製品（リサイクル家電 及びPCリサイクルマークの付いているパソ コンを除く。）・家具類等）	780 t	
	臨時ごみ（一般家庭から排出される引越しな どに伴うごみ・一時的にたくさん出るごみ （リサイクル家電及びPCリサイクルマーク の付いているパソコンを除く。））	623 t	

	容器包装プラスチック	2,155 t
	ペットボトル	538 t
	危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）	60 t
	二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール電池）	0.9 t
	計	48,513.9 t
	リサイクル家電（一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のないものに限る。）	177台
	携帯電話・スマートフォン	80台
処理施設 に搬入さ れるごみ	燃やすごみ（大阪広域環境施設組合八尾工場 で処理すべきごみ）	20,736 t
	破砕するごみ（八尾市立リサイクルセンター で処理すべきごみ）	710 t
	埋め立てるごみ（八尾市一般廃棄物最終処分 場で処理すべきごみ）	700 t
	再生利用するごみ（大阪府魚腸骨処理対策協 議会を通じた資源化方法により、処理すべき ごみ）	181 t
	再生利用するごみ（植田油脂新田工場 で処理すべきごみ）	2 t
	再生利用するごみ（食品循環資源の再生利用 等の促進に関する法律（平成12年法律第116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11条第1項の登録を受けた事業場で処理すべ きごみ）	183 t

計	22,512 t
---	----------

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出計画量

種 類	発生量
し尿	12,400k1
し尿浄化槽汚泥	13,500k1

4 一般廃棄物の処理主体

(1) 市が収集するごみ

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分	
可燃（燃やす） ごみ	市（直営）	市（委託）	市（委託）	
資源物	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）	
不燃ごみ	複雑ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	
		（小型家電については、八尾市立リサイクルセンターで複雑ごみから抽出し、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づいた認定事業者による処理とする。）		
	埋立ごみ	市（直営）	—	市（直営）
粗大ごみ	市（委託）	市（直営・委託）	市（委託）	
臨時ごみ	市（直営）	市（直営・委託）	市（直営・委託）	
リサイクル家電	市（直営）	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づいた製造事業者等による処理とする。		
リサイクル家電 （一般家庭から 排出される冷蔵	家電リサイクル法又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づいた製造事業者等によ			

庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のあるものに限る。) 及びPCリサイクルマークの付いているパソコン	る収集運搬及び処理とする。		
容器包装プラスチック	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）
ペットボトル	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）
危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）	市（直営）	市（直営・委託）	市（委託）
二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール電池）	市（直営）	資源有効利用促進法に基づいた製造事業者等による処理とする。	

※ 中間処理のうち、可燃（燃やす）ごみの委託とは、大阪広域環境施設組合八尾工場搬入分をいう。

※ 中間処理（可燃（燃やす）ごみを除く。）の委託とは、八尾市立リサイクルセンター搬入分をいう。

※ 中間処理については、上記の処理主体によるもので十分処理が可能

であるため、一般廃棄物処分業の許可申請は受け付けない。

※ 最終処分の委託とは、大阪湾広域臨海環境整備センター搬入分をいう。

(2) 処理施設に搬入されるごみ

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	排出者又は 許可業者	市（委託）	市（委託）
破碎するごみ	排出者	市（直営・委託）	市（委託）
埋め立てるごみ	排出者	—	市（直営）
再生利用するごみ	指定業者（魚 あら）	大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じた資源化方法により、処理を行う。	
	指定業者（揚 げかす）	植田油脂新田工場へ搬入し、処理を行う。	
	排出者又は 許可業者	食品リサイクル法第11条第1項の登録を受けた事業場で処理を行う。	

※ 収集・運搬のうち、許可業者については、現状の収集運搬の状況を勘案し、新規許可申請は受け付けない。

※ 中間処理のうち、燃やすごみの委託とは、大阪広域環境施設組合八尾工場搬入分をいう。

※ 中間処理のうち、破碎するごみの委託とは、八尾市立リサイクルセンター搬入分をいう。

※ 中間処理については、上記の処理主体によるもので十分処理が可能であるため、一般廃棄物処分業の許可申請は受け付けない。

※ 最終処分の委託とは、大阪湾広域臨海環境整備センター搬入分をいう。

(3) し尿・浄化槽汚泥

種 類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	市（直営）	市（直営・委託）	—
し尿浄化槽汚泥	許可業者	市（直営・委託）	—

※ 中間処理の委託とは、一般廃棄物処分業許可業者への委託をいう。

※ 収集・運搬のうち、許可業者については、現状の収集運搬の状況を勘

案し、新規許可申請は受け付けない。

## 5 処理計画

令和4年度において、本市の一般廃棄物処理計画区域から排出される一般廃棄物の排出量を次のように計画し、これを収集運搬し、処理及び処分を行うものとする。

### (1) ごみ処理実施計画

#### ① ごみの排出抑制・再資源化計画

##### ア 排出抑制の方法

- (ア) コンポスト・生ごみ処理機等の販売事業者との協定による購入あっせん制度により、家庭における生ごみの堆肥化を促進する。
- (イ) 市民団体とともに環境問題に関するイベントを開催し、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用の推進を図る。
- (ウ) 広報誌、各種イベント等を通じて排出抑制を訴え、特に若年層（小学生）に対しては学校教育の場を通して啓発活動を行う。また、施設見学会等を実施する。

##### イ 再資源化の方法及び量（推計）

- (ア) 集団回収を実施している市民団体に対し、奨励金を交付し、ごみの減量と再資源化を促進する。

(7,232 t / 年)

- (イ) スチール缶・アルミ缶・ガラスびんは、全市域を対象に資源物として分別収集し、再資源化する。

(1,370 t / 年)

- (ウ) スチール類は、全市域を対象に複雑ごみ・粗大ごみとして分別収集し、処理施設に搬入される破砕するごみとともに再資源化する。

(610 t / 年)

- (エ) 非鉄金属（アルミ類）は、全市域を対象に複雑ごみ・粗大ごみとして分別収集し、処理施設に搬入される破砕するごみとともに再資源化する。

(70 t / 年)

- (オ) 冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ

・プラズマ式テレビ、洗濯機・衣類乾燥機のうち義務外品に当たる物については全市域を対象にリサイクル家電として分別収集し、再資源化する。

(177台／年)

(カ) 容器包装プラスチックは、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

(1,920 t／年)

(キ) ペットボトルは、公共施設等で拠点回収するとともに、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

(460 t／年)

(ク) 危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）は、全市域を対象に分別収集し、再資源化を図る。

（スチール類及び非鉄金属（アルミ類）に含む。）

(ケ) 二次電池は、公共施設で拠点回収し、再資源化を図る。

(0.9 t／年)

(コ) 小型家電は、八尾市立リサイクルセンターで複雑ごみの中からピックアップして回収し、特に携帯電話・スマートフォンは、公共施設で拠点回収して、再資源化を図る。

(29.0 t／年)

(サ) 市役所から排出される新聞・雑誌・コピー用紙・ダンボール等の紙類について再資源化を図る。

#### ウ 事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進

(ア) 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成17年八尾市規則第42号。以下「規則」という。）第14条第1項各号に掲げる者に対し、事業系廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量計画等報告書の作成を求めるとともに、立入検査を行い、事業系一般廃棄物の減量指導を実施する。また、剪定枝、魚あら、揚げかす及び食品循環資源の再生利用を推進し、発生抑制と減量化を図るものとする。

(イ) 大阪広域環境施設組合八尾工場に搬入される紙類については、減

量と資源化の観点から再生利用が図られるよう、排出事業者及び許可業者に協力を依頼する。

エ 適正処理対策

(7) 指定袋制度による分別収集の周知及び徹底により、家庭系ごみの適正処理を図るとともに、不適正排出物である疑いのある物については、破袋調査等を実施し、事業系廃棄物の便乗排出の排除を図る。また、危険物・処理困難物については、排出者の自己責任による適正処理を図る。

(4) 排出事業者及び許可業者に対し、適正な処理を行わせるため、事業所への立入検査及び収集運搬物の展開検査等により、指導の強化を図る。また、許可業者に対し、規則、大阪広域環境施設組合処理施設への搬入基準等を遵守するよう指導する。

② 収集運搬計画

ア 収集区域

市内全域

イ 市が収集運搬する廃棄物の種類、収集回数、収集の方法

種 類	収集回数	収集の方法
可燃（燃やす） ごみ	週 2 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
資源物	月 2 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
複雑ごみ	月 1 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。

埋立ごみ	年 4 回（第 5 水曜日）	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
粗大ごみ	電話等申込みによる収集	所要の処理手数料券を貼付して排出されたものを戸別に収集する。
臨時ごみ	電話等申込みによる収集	戸別に収集する。
リサイクル家電	電話等申込みによる収集	戸別に収集する。
容器包装プラスチック	週 1 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
ペットボトル	月 1 回又は週 1 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集するとともに、出張所等を拠点に収集する。
危険物（簡易ガスボンベ・スプレー缶）	週 2 回	市の指定する袋により排出されたものを戸別及びステーション方式の併用により収集する。
二次電池	随時	出張所等を拠点に収集する。
携帯電話・スマートフォン	随時	出張所等を拠点に収集する。

※ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、排出者が減量化・資源化に努めた上で、排出者が自ら市の処理施設に搬入するか、市又は許可業者に委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

③ 中間処理計画

ア 中間処理施設の概要

施設名	公称能力	所在地	型式
大阪広域環境施設 組合八尾工場	600 t / 24 h	八尾市上尾町七 丁目1番地の1	逆送式火格子
八尾市立リサイクルセンター	58 t / 5 h	八尾市・町二丁目11番地	破碎設備 選別装置 圧縮梱包装置 プレス機

イ 中間処理施設に搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(ア) 大阪広域環境施設組合八尾工場

種類	直営収集	直接搬入	処理方法
可燃（燃やす） ごみ	41,126 t	—	焼却処理後埋立処分
臨時ごみ	380 t	—	
燃やすごみ	—	20,736 t	
残滓	2,710 t	—	
計	44,216 t	20,736 t	
合計	64,952 t		

(イ) 八尾市立リサイクルセンター

種類	直営収集	直接搬入	搬入量計	資源化量	処理方法
資源物	1,839 t	—	1,839 t	1,370 t	選別による資源回収処理を行い、残滓は焼却処理
容器 包装 プラス	2,155 t	—	2,155 t	1,920 t	選別減容処理後、公益財団法人日本容器

チ ッ ク					包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）に引渡し
ペ ッ ト ボ ト ル	538 t	—	538 t	460 t	選別減容処理後、指定法人に引渡し
危 険 物 (簡易ガ ス ボ ン ベ ・ ス プ レ ー 缶)	60 t	—	60 t	680 t	選別・破碎減容処理後、金属類を回収し、残滓は焼却処理  (小型家電については、八尾市立リサイクルセンターで複雑ごみから抽出し、小型家電リサイクル法に基づいた認定事業者による処理とする。)
複 雑 ご み	991 t	—	991 t		
粗 大 ご み	780 t	—	780 t		
臨 時 ご み	243 t	—	243 t		
破 碎 す る ご み	—	710 t	710 t		
計	6,606 t	710 t	7,316 t	4,430 t	

ウ 残滓の量及び処分方法

施 設 名	処理量	残滓量	最終処分の方法
大阪広域環境施設 組合八尾工場	64,952 t	10,100 t	大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて埋

			立処分
八尾市立リサイクルセンター	7,316 t	2,710 t	残滓は大阪広域環境施設組合八尾工場で焼却処理

④ 最終処分計画

最終処分場の概要

ア 八尾市一般廃棄物最終処分場

所在地	八尾市上尾町九丁目36番地
敷地面積	19,733平方メートル
埋立地面積	12,300平方メートル
全体容量	70,000立方メートル
残余容量	36,964立方メートル（令和2年度末）
年間搬入量（覆土を含む。）	1,301 t 1,151立方メートル
埋立処分の方法	セル方式により埋立処分

イ 大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪沖埋立処分場）

位置	大阪港 大阪市此花区北港
埋立地面積	95ヘクタール
全体容量	1,397.5万立方メートル

⑤ 住民に対する広報啓発活動等

ア 収集曜日・分別収集・減量化・再資源化等については、市広報誌「市政だより」等に掲載し、市民への広報、啓発活動を進める。

イ ごみ減量推進員（自治振興委員等）及びコミュニティ推進スタッフと連携を図りながら、地域におけるごみの分別収集に対する市民への広報、啓発活動を進める。

ウ 環境教育の一環として、学習会や施設見学を通じて、ごみ処理の現状について理解を求め、ごみの減量・資源化を訴える。

エ 転入者に対し、ごみの分け方・出し方のパンフレットや紙製エコ

バッグを配布し、ごみの減量・資源化を訴える。

オ 環境問題に関する啓発イベントを開催し、ごみ問題を始めとした環境問題等への取組を紹介する。

カ ごみの分別意識を高めるため、スマートフォン用の八尾市複合アプリ「やおっぷ」を活用し、ごみに関する情報についてアプリを通じて発信していく。

キ やおプラスチックごみゼロ宣言に基づき、市民の理解、協力のもとマイバッグの利用促進・啓発チラシの配布を含め、環境意識の醸成に向けた啓発活動に取り組む。

## ⑥ 排出禁止物

市が行う一般廃棄物の収集に際して、次のものを排出してはならない。

これらのものについては、販売店・専門業者等に引き取ってもらう等、排出者の自己責任で適正に処理すること。

ア 有害性のあるもの

薬品類、塗料、農薬、劇薬等

イ 危険性のあるもの

オートバイ、ミニバイク、ガスボンベ、バッテリー、消火器等

ウ 引火性のあるもの

ガソリン、灯油、プロパンガス等

エ 著しく悪臭を発するもの

有機性汚泥等

オ 容積又は重量の著しく大きいもの

ピアノ等

カ 特別管理一般廃棄物

感染性廃棄物等

キ 法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、及び処分されることが予定されているものであって、市による収集が不適切であると市長が認めるもの

タイヤ、リサイクル家電（一般家庭から排出される冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、ブラウン管式テレビ・液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、

洗濯機・衣類乾燥機。ただし、小売店に引取義務のあるものに限る。) 及びP Cリサイクルマークの付いているパソコン等

ク 産業廃棄物

ケ その他処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずるもの

スプリング入りマットレス、耐火金庫、ウインドサーフィンのボード、レンガ、石うす、ブロック、農業用機械、電気温水器、コンクリート製品、鉄の固まり等

## (2) 生活排水処理実施計画

### ① 生活排水処理計画

ア 下水道で処理する面積

全体計画区域面積：3,485ヘクタール

イ 合併処理浄化槽の活用を図る区域

下水道整備計画区域外及び下水道未整備区域

### ② し尿・汚泥の処理計画

ア 収集区域

市内全域

イ 収集運搬する廃棄物の量、収集回数、収集の方法

種 類	廃棄物の量	収集回数	収集の方法
し尿	12,400k1	月2回収集	吸上自動車による
し尿浄化槽汚泥	13,500k1	1回/年以上	吸上自動車による

ウ 中間処理計画

中間処理施設の概要

施 設 名	公称能力	所在地	処理方式
八尾市立衛生処理場	275k1/日	八尾市上尾町八丁目24番地の1	高負荷脱窒素処理方式